

申込時に必要な書類

資料名	中小企業融資			備考	金融機関の皆様へ（事業資金の場合）		
	事業資金 緊急経営安定対策		開業資金		必要提出書類		金融機関 保管書類
	個人	法人			市へ	保証協会へ	
1 融資申込書	○	○	○	事業資金、開業資金で用紙が異なります。	◎(原本)	○(写)	○(写)
2 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)		○		法務局で取得できます。	○(写)	○(写)	◎(原本)
3 住民票抄本	○		○	市役所で取得できます。	○(写)	○(写)	◎(原本)
4 市町村民税納税証明書	○	○	○		○(写)	○(写)	◎(原本)
5 市町村民税課税所得証明書	○		○		○(写)	○(写)	◎(原本)
6 印鑑証明書 (申込人及び保証人 各1部)	○ 申込人のみ	○			○(写)	○(写)	◎(原本)
7 信用保証委託申込書(表) 保証人等明細(裏)	○ 表のみ	○		用紙は、金融機関にあります。	○ (表裏の写)	◎ (原本)	○ (表裏の写)
8 申込人(企業)概要	○	○			○(写)	◎ (原本)	○(写)
9 信用保証依頼書 (金融機関にて作成)	○	○			○(写)	◎ (原本)	○(写)
10 報告書 (次のうち、いずれか一つ) (ア) 売上高状況報告書 (イ) 利益率状況報告書 (ウ) 売上高状況報告書	○ 緊急のみ	○ 緊急のみ		緊急経営安定対策特別融資のみ必要な書類です。	◎(原本)	○(写)	○(写)
11 上記10の確認できる資料 (売上高状況表など)	○ 緊急のみ	○ 緊急のみ			◎(原本)	○(写)	○(写)
12 委任状	○	○	○		◎(原本)		
13 個人情報の取扱いに関する同意書(個人事業者・保証人)	○	○			◎ (原本)		◎(原本)
14 保証委託契約書	○	○			◎ (原本)		○(写)
15 確定申告書(個人)・決算書 (法人) (明細等含む)の写し 2期分	○	○			○		
16 契約書・見積書等(写) (設備資金の場合)	○	○	○		○		
17 許認可証(写) (許認可業種の場合)	○	○	○		○		
18 受注工事一覧表 (建設業の場合)	○	○		用紙は、金融機関にあります。	◎ (原本)		
19 宣誓書〔飲食業用〕 (スナック・喫茶店等の場合)	○	○	○		◎ (原本)		
20 開業計画書			○	用紙は、産業振興課にあります。			
21 勤務先事業主の勤続証明書			○				

提出書類

備考

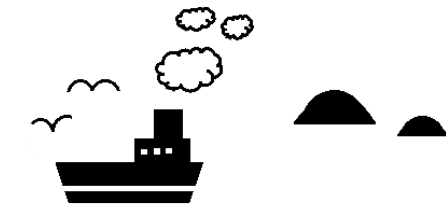
開業資金のお申込みの際は、開業資金専用の申込書があります。産業振興課へ直接お申込みください。

高松市産業振興課
Tel 087-839-2411

その他、上記以外にも必要によって保証協会に提出していただく書類があります。保証協会にお問い合わせください。

香川県信用保証協会 事業部
Tel 087-851-0062

高松市



中小企業のみなさんへ

融資制度のご案内

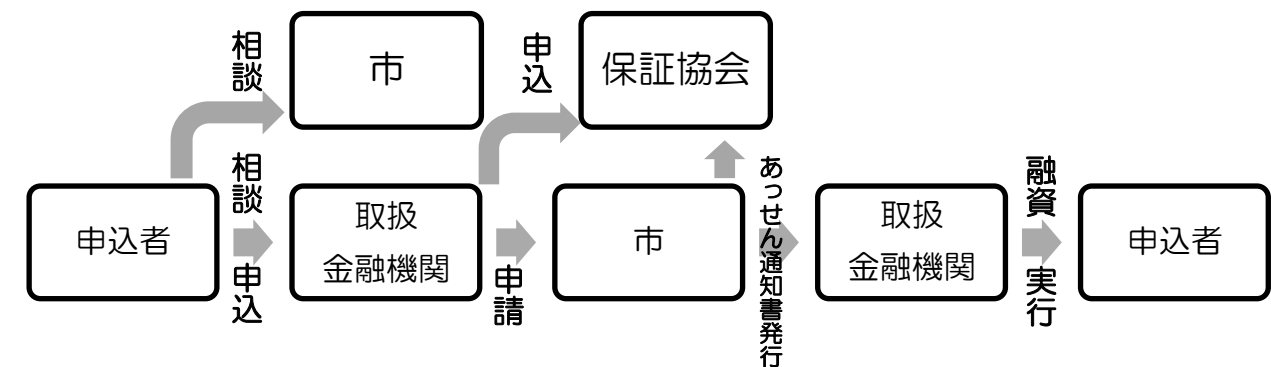
融資制度の特徴

利子と保証料の補給を行います。

	利子補給	保証料補給
事業資金	×	○
緊急経営安定対策特別融資	○	○

詳しくは中面をご覧ください。

申込みの流れ



お問合せ

高松市創造都市推進局産業経済部
産業振興課 Tel: 087-839-2411

ホームページのお知らせ [もっと高松](#) ⇒ [事業者の方へ](#) ⇒ [各種支援・助成](#)
<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/15059.html>
 市制度融資に係る様式のダウンロードや、融資、商業振興などに関する情報を掲載していますのでご覧ください。

高松市中小企業融資制度一覧表

	融資制度名	内容	資金使途	融資金額	融資期間	融資利率	保証料率	保証人及び担保等	取扱金融機関
中 小 企 業 融 資	事業資金	〔融資対象者〕 ① 申請時、継続して6か月以上、市内に住所（法人である場合は、本店）及び事業所を有し、かつ、同一事業（保証協会の保証対象業種に限る。）を営む中小企業者 ② 市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者 ③ 本制度の融資を受けていない者 ④ 本制度の融資の保証人になっていない者 ⑤ 小規模事業者 常時使用する従業員数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人、中小企業信用保険法施行令に規定する政令特例業種については政令で定める数）以下の会社及び個人	運転資金 設備資金	700万円 以内		年1.8% R3.4.1 現在			
	緊急経営安定 対策特別融資	〔融資対象者〕 上記の事業資金融資の①～⑤の対象者で、かつ次の融資要件のいずれかに該当する者（現在、事業資金融資を受けている者、融資要件ウにあっては、市内に住所（法人の場合は、本店）及び事業所を有する期間が6か月未満である者並びに市町村民税が非課税である者でも可。ただし、既融資残高との合計額が700万円以内とする。） 〔融資要件〕 ア 直近3か月間又は6か月間の売上が、直近3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少していること。 イ 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、直近3か月間又は6か月間、若しくは、直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期に比べ5ポイント以上減少していること。 ウ 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）による影響により、最近1か月の売上が、直近3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少していること。ただし、創業又は店舗や業容を拡大してから1年未満の場合は、最近1か月の売上が最近1か月を含む直近3か月の平均売上高と比べ、5%以上減少していること。	運転資金	500万円 以内	6年以内 ※据置期間 (6ヶ月以内) を含む。	年1.8% 【利子補給】 年0.8% (3年間に限る)	年1.55% 以内 (セーフティネット保証適用の場合 年0.6%) 【保証料補給】 融資金額500万円分を限度額とし、全額補給。	連帯保証人は原則不要 (法人の場合、代表者のみ) *ただし保証協会が必要とする場合あり。 原則として信用保証徴求	香川銀行 香川県信用組合 高松信用金庫 百十四銀行 阿波銀行 伊予銀行 四国銀行 中国銀行
	開業資金	〔融資対象者〕 ① 申請時、継続して1年以上市内に住所を有する年齢25歳以上の者 ② 市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者 ③ 市内において自ら中小企業者として独立開業するための適切かつ確実な事業計画を有し、これを実施する経営能力を有する者 ④ 同一事業に5年以上勤務し市内にその事業（保証協会の保証対象業種に限る。）と同一の事業を新たに開業しようとする者 ⑤ 本制度の融資の保証人になっていない者	運転資金 設備資金	500万円 以内	5年以内 ※据置期間 (6ヶ月以内) を含む。	年1.8% R3.4.1 現在	不要	連帯保証人2名以上 (原則としてうち1名は元の雇用主) (法人は代表者を含め3名) 必要に応じ担保徴求	

【セーフティネット保証制度について】

災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化を行う制度です。

■対象となる者

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、高松市長の認定を受けた者

- 1号 大型倒産発生により影響を受ける中小企業者
- 2号 取引先企業のリストラ等により影響を受ける中小企業者
- 3号 突発的災害(事故等)により影響を受ける中小企業者
- 4号 突発的災害(自然災害等)により影響を受ける中小企業者
- 5号 業況の悪化している業種に属する中小企業者
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者
- 7号 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入れが減少している中小企業者
- 8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者
- 6項 危機関連保証(著しい信用の収縮が発生している中小企業者)

各号(項)それぞれ、業種、指定期間等の条件があります。

※セーフティネット保証の適用を受ける場合は、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項に基づき、高松市の認定を受ける必要があります。

申請は高松市産業振興課(TEL839-2411)で受付しています。

※セーフティネット保証の各種申請書等については、高松市のホームページからダウンロードできます。

【保証料補給・利子補給について】

・利子補給

対象融資：緊急経営安定対策特別融資

補給率：年0.8% (3年間に限る)

【新型コロナウイルス感染症の影響を受ける場合】

年1.8% (6年間に限る)

対象者：①償還計画において定められた各月の償還をその期限までにした者

②本市市税の納期限到来分を完納している者

・保証料補給

対象融資：事業資金・緊急経営安定対策特別融資

補給率：支払った保証料額全額相当分(融資金額500万円分を限度額とする。)(完済した翌年度に補給)

対象者：①当該融資金を融資期間内に完済した者

②本市市税の納期限到来分を完納している者

毎年、7月以降に市から各事業者に補給金交付申請の案内を送付いたしますので、記載されている期限までに申し込んでください。